

令和8年6月八戸市議会定例会

提 出 議 案

6 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第63号	令和8年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第64号	令和8年度八戸市立市民病院事業会計補正予算	別冊
議案第65号	令和8年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算	別冊
議案第66号	令和8年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算	別冊
議案第67号	八戸市農業委員会の委員に任命する者につき同意を 求めることについて	5
議案第68号	八戸市行政手続条例の一部を改正する条例の制定に ついて	17
議案第69号	八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定につ いて	19
議案第70号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を 改正する条例の制定について	21
議案第71号	八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別 措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	23
議案第72号	八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて	25
議案第73号	八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す る条例の制定について	27
議案第74号	八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を 定める条例等の一部を改正する条例の制定について	29
議案第75号	八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関 する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制 定について	33
議案第76号	八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例 の制定について	37

議案第77号	八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第78号	八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	49
議案第79号	八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	55
議案第80号	八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案第81号	八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第82号	八戸市防災行政無線設備等更新業務委託契約の締結について	65
議案第83号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて	67
	(令和7年度八戸市一般会計補正予算の処分)	
議案第84号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて	69
	(令和8年度八戸市一般会計補正予算の処分)	
議案第85号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて	71
	(八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の処分)	
議案第86号	損害賠償の額を定めることについて	79

議案第67号

八戸市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
八戸市農業委員会の委員に別紙の者を任命することについて同意を求める。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため同意を求めるものである。

氏名	赤坂英夫
	明戸政勝
	阿達福壽
	内沢豊
	上野弘美
	籠田悦子
	加藤浩幸
	木村武美
	在家寛人
	坂下国男
	澤向敏一
	寺沢和則
	外館政博
	馬場豊
	松橋剛志
	三浦豊
	森光男
	谷地秀典
	山道佳奈子

議案第68号

八戸市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

行政手続法の一部改正に準じ、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞又は弁明の機会の付与に係る通知の方法について所要の改正をするためのものである。

八戸市行政手続条例の一部を改正する条例

八戸市行政手続条例（平成 8 年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第22条第 3 項中「第15条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第28条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第15条第 3 項後段」を「第15条第 4 項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の八戸市行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を新条例第22条第 3 項若しくは第29条又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第69号

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

南郷公民館の使用料に冷房料を加えるためのものである。

八戸市公民館条例の一部を改正する条例

八戸市公民館条例（昭和51年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表第2の3の表備考第1項中「暖房料」の次に「、冷房料」を加える。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第70号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

縄文学習館を廃止するためのものである。

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例（平成23年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第3条各号列記以外の部分中「縄文館」を「八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館（以下「縄文館」という。）」に改める。

第4条第1項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第71号

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除等の対象となる特別償却設備の新設等に係る期限の起算日である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日の期限を延長するとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成28年八戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同項中「償却資産」の次に「（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の算定に関する所得の額の算定方法及び基準の特例の適用に係る保険料の減額の特例を定めるためのものである。

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例

八戸市介護保険条例（平成12年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度の保険料の減額の特例）

第13条 市長は、前条の規定により令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなされた第1号被保険者であって、当該第1号被保険者又は当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものについては、令和8年度分の保険料を減額することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずるとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年八戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第47条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第84条及び第85条中「第46条まで、第48条から」を削る。

第97条中「第41条の2」の次に「、第41条の3第1項」を加え、「第46条まで、第48条から」を削る。

第102条中「第41条の2」の次に「、第41条の3第1項」を加え、「第46条まで、第48条から」を削る。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。ただし、第97条の改正規定（「第41条の2」の次に「、第41条の3第1項」を加える部分に限る。）及び第102条の改正規定（「第41条の2」の次に「、第41条の3第1項」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議案第74号

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
の制定について

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止
等のために必要な措置を講ずるとともに、保育所における保育士の配置基準について所要の
改正をし、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成28年八戸市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 児童福祉施設(助産施設を除く。)の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第36条に次の1項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士(附則第2項、第4項及び第5項の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第2項中「限って」を「限り」に改め、同項ただし書中「保育士」の次に「(同条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項、附則第4項又は第5項の規定により保育士とみなされる者及び第36条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)」を加える。

附則第6項を次のように改める。

6 前2項の規定を適用するときは、保育士(第36条第1項に規定する保育士をいい、同条

第3項、附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前2項の規定の適用がないものとした場合の第36条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

附則に次の1項を加える。

- 7 第36条第3項及び附則第2項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士(同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年八戸市条例第50号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分」を「令和10年3月31日まで」に改め、「改正後の八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「(次項において「改正後の条例」という。)」を、「規定」の次に「(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)」を加え、附則に次の1項を加える。

- 3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第36条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

議案第75号

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずるとともに、学級の編制の基準及び職員の配置基準について所要の改正をし、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成28年八戸市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第3条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第4条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第5条第1項及び第3項の表備考第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同表備考に次の1項を加える。

5 この表の第1号に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、この表の第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第5条第5項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

第12条及び第13条中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附則第9項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第13項中「附則」を「第5条第3項の表備考第5項及び附則」に改め、「者を」の次に「特定理学療法士等、」を、「当該」の次に「特定理学療法士等、」を加える。

附則に次の1項を加える。

14 第5条第3項の表備考第5項及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1項に定める者（同表備考第5項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年八戸市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「改正後の八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正後の条例」という。）」を、「規定」の次に「（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、改正後の条例第5条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第3条の2の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基

準を定める条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

議案第76号

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずるとともに、学級の編制の基準及び職員の配置基準について所要の改正をし、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

(八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第1条 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第4条に次の1項を加える。

6 第1項、第2項及び第4項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第9条に次の1項を加える。

11 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附則第4項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第8項の表中

附則第4項	第4条第1項及び第4項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
-------	--	-------------------------------------

を

第4条第6項	第4条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
附則第4項	第4条第1項及び第4項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者

に改める。

附則に次の1項を加える。

- 9 第4条第6項及び附則第7項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同条第6項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和6年八戸市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分」を「令和10年3月31日まで」に改め、「改正後の八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」の次に「（次項において「改正後の条例」という。）」を、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第3条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用し

ない。この場合において、この条例による改正前の八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第9条に1項を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第1条の規定による改正後の八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

議案第77号

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の利用定員及び選考の方法について所要の改正をするためのものである。

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「小規模保育事業」を「満3歳未満等小規模保育事業」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第3号に掲げる事業を除く。）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第12条の見出しを「（特定教育・保育の提供の記録）」に改める。

第13条第4項第3号ア(7)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(7)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第22条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」

に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、同号とあるのは「同条第2号」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く）」を「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く）」に改める。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「第31条第1項」を「第27条」に、「第33条」を「第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3

号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

- (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に、「この章」を「この章（第43条第1項を除く。）」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項の特定地域型保育事業者は、前項」を「前2項の特定地域型保育事業者は、これら」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「うち、」を「うち」に改め、「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要

しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改める。

第46条第7号中「第39条第2項」を「第39条第2項及び第3項」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に改め、「第19条において」の次に「と」を加え、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び」を「教育認定子どもの数及び当該」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を加え、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、同項後段中「この章」を「この章（第43条第1項を除く。）」に、「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3

歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの数の総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事

業者を除く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び」を「満3歳以上保育認定子どもの数及び当該」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項)を「満3歳未満保育認定子ども(第51条第1項)に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く。」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第78号

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例の制定について

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の
防止等のために必要な措置を講ずるとともに、満3歳以上限定小規模保育事業並びに小規模
保育事業所A型等における保育士及び保育従事者の配置基準について所要の改正をするため
のものである。

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する 条例

(八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年八戸市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。))」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。))」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。))を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。))に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。))その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。))」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。))」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育

士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるもの」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6条中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9条を次のように改める。

- 第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

（八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 第2条 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年八戸市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分」を「令和10年3月31日まで」に改め、「改正後の八戸市家庭的保育

事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正後の条例」という。）」を、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、附則に次の1項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条、第6条第1項及び同項第3号並びに同条第7項、第18条第6号、第27条、第29条第2項第3号、第35条、第48条並びに附則第3条及び第6条の改正規定 公布の日の翌日
 - (2) 第1条中八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定 令和8年12月25日
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第79号

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の
防止等のために必要な措置を講ずるためのものである。

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

議案第80号

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、印鑑登録証明書の交付申請手続において
特定在留カード又は特定特別永住者証明書の利用を可能とするためのものである。

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例

八戸市印鑑条例（昭和61年八戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「以下この項及び次条において同じ。」を「）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（以下「個人番号カード等」という。））」に、「代えて個人番号カード」を「代えて個人番号カード等」に改める。

第12条の2中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第81号

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため子ども・子育て支援納付金課税額に係る税率等を定め、基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の減額に係る基準を緩和し、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険税条例（昭和30年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（青森県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第4条第1項中「8.0」を「7.7」に改める。

第5条中「23,000円」を「21,640円」に改める。

第6条第1号中「第9条」の次に「、第12条の5」を加え、「25,000円」を「24,160円」に改め、同条第2号中「12,500円」を「12,080円」に改め、同条第3号中「18,750円」を「18,120円」に改める。

第12条の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第12条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第12条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第12条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について60円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第12条の5 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 840円
- (2) 特定世帯 420円
- (3) 特定継続世帯 630円

第15条中「普通徴収」の次に「の方法」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(税額の端数計算の特例)

第15条の2 普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税について、その納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第24条第1項中「66万円」を「67万円」に、「)並びに」を「)」、「」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ア中「16,100円」を「15,148円」に改め、同号イ(ア)中「17,500円」を「16,912円」に改め、同号イ(イ)中「8,750円」を「8,456円」に改め、同号イ(ウ)中「13,125円」を「12,684円」に改め、同号に次のように加える。

- キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 910円
- ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 42円
- ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 588円
 - (イ) 特定世帯 294円
 - (ウ) 特定継続世帯 441円

第24条第1項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同号ア中「11,500円」を「10,820円」に改め、同号イ(ア)中「12,500円」を「12,080円」に改め、同号イ(イ)中「6,250円」を「6,040円」に改め、同号イ(ウ)中「9,375円」を「9,060円」に改め、同号に次のように加える。

- キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 650円
- ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割

額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 30円
ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 420円
- (イ) 特定世帯 210円
- (ウ) 特定継続世帯 315円

第24条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「4,600円」を「4,328円」に改め、同号イ(7)中「5,000円」を「4,832円」に改め、同号イ(イ)中「2,500円」を「2,416円」に改め、同号イ(ウ)中「3,750円」を「3,624円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 260円
ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 12円
ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 168円
- (イ) 特定世帯 84円
- (ウ) 特定継続世帯 126円

第24条第2項第1号ア中「3,450円」を「3,246円」に改め、同号イ中「5,750円」を「5,410円」に改め、同号ウ中「9,200円」を「8,656円」に改め、同号エ中「11,500円」を「10,820円」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 195円
 - イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 325円
 - ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 520円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円

第24条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出

産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第10条」の次に「、第12条の2」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の八戸市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第82号

八戸市防災行政無線設備等更新業務委託契約の締結について
八戸市防災行政無線設備等更新業務について、別紙のように委託契約を締結する。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

八戸市防災行政無線設備等更新業務の委託契約を締結するためのものである。

- 1 委託内容 八戸市防災行政無線設備等を整備する作業
- 2 契約額 259,600,000円
- 3 期 間 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで
- 4 契約者 八戸市諏訪二丁目14番11号
株式会社久保田電気工業社
代表取締役 久保田 寛

議案第83号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市税、地方交付税等の増額、市債管理基金等の積立て及び市債の決定等のため、令和7年度八戸市一般会計補正予算を定めることを処分したものについて、その承認を求めるものである。

処分第 5 号

令和 7 年度八戸市一般会計補正予算を定めることの処分について

令和 7 年度八戸市一般会計補正予算を次のとおり定めることを地方自治法第 179 条第 1 項の規定により処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

八戸市長 熊 谷 雄 一

令和 7 年度八戸市一般会計補正予算 別冊

議案第84号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和7年12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震により被害を受けた公共施設の災害復旧等のため、令和8年度八戸市一般会計補正予算を定めることを処分したものについて、その承認を求めるものである。

処分第7号

令和8年度八戸市一般会計補正予算を定めることの処分について

令和8年度八戸市一般会計補正予算を次のとおり定めることを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

令和8年4月1日

八戸市長 熊 谷 雄 一

令和8年度八戸市一般会計補正予算 別冊

議案第85号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、肉用牛の売却による農業所得等に係る個人市民税の課税の特例の適用期限の延長、利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税の減額に係る規定の整備、軽自動車税における環境性能割の廃止その他所要の改正をすることを処分したものについて、その承認を求めるためのものである。

処分第6号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の処分について

八戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

令和8年3月31日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市市税条例の一部を改正する条例

八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第13条中「、第64条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第64条の6第1項の申告書、」を削る。

第20条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第63条第1項本文を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第63条第1項ただし書中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第64条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第64条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第64条の3から第64条の8までを削る。

第65条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第65条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第66条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第66条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第68条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第69条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第71条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第71条の2の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第72条第2項中「第63条第3項ただし書」を「第63条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第5条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第5条の3の2第1項」を「附則第5条の3第1項」に改め、同条を附則第5条の3とする。

附則第6条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第5条の3の2第1項」を削る。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第16項を第13項とし、第17項を第14項とし、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第8条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91

号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第13条の2から第13条の6までを削る。

附則第14条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第14条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第14条の3第3項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第14条の4第3項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第15条第3項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第15条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年

度」を「令和11年度」に改める。

附則第16条第5項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第17条第2項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第18条第2項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第18条の2第2項第2号及び同条第5項第2号中「第5条の3の2第1項」を「第5条の3第1項」に改める。

附則第18条の3第2項第2号及び同条第5項第2号中「、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項」を「及び第5条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の八戸市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(八戸市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 八戸市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年八戸市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

議案第86号

損害賠償の額を定めることについて
自動車破損事故に係る損害賠償の額を別紙のとおり定める。

令和8年6月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和7年11月1日に八戸市諏訪二丁目において発生した類家雨水ポンプ場のポンプの故障に伴う冠水による自動車破損事故について、損害賠償の額を定めるためのものである。

- 1 金額 1,454,878円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

